

静岡県告示第852号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和3年11月16日

静岡県知事 川勝平太

1 区域の名称

両島山本A 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
浜松市	天竜区	両島	山本	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から15号までを順次結んだ線及び標柱1号と15号を結んだ線に囲まれた区域
			谷沢	901地先道路 1号
			〃	1270 2号
			〃	1270 3号
			〃	山本 942 4号
			〃	大道内 971-1 5号
			〃	観音堂 981-6 6号
			〃	〃 980-1 7号
			〃	〃 980-8 8号
			〃	山田 979-3 9号
			〃	大道内 971-5 10号
			〃	〃 970-5 11号
			〃	田島 946-3 12号
			〃	山本 935-1 13号
			〃	〃 903-4 14号
〃	〃 903-1 15号			